

『播磨国風土記』 雑考

—「入印浪南郡」「聖徳王御世」「事与上解同」を論じて、

中村啓信監修・訳注『風土記』上「播磨国風土記地図」に及ぶ—

荊 木 美 行

〈要旨〉 現存する『播磨国風土記』の写本の祖本は、三條西家本（天理大学附属天理図書館所蔵）であるが、この写本は、国衙に残った草稿本ではないかと思われるほど、誤字錯乱が多い。そのため、他の風土記にくらべると、問題点も多い。小論では、そのなかから、風土記編纂当時における印南郡の存否、「聖徳王御世」という表現の意味するところ、「事与上解同」の「解」の解釈を取り上げ、卑見を開陳し、併せて、中村啓信監修・訳注『風土記』上「播磨国風土記地図」の杜撰さに言及する。

〈キーワード〉 『播磨国風土記』 印南郡 聖徳太子 解 中村啓信監修・訳注『風土記』 研究成果の借用

はしがき

いわゆる五風土記、すなわち『常陸国風土記』『出雲国風土記』『播磨国風土記』『豊後国風土記』『肥前国風土記』はそれぞれにいろいろな問題を包括しており、読解の困難な箇所も少なくないが、なかでも、解読のむづかしい箇所が多いのは『播磨国風土記』ではなからうか。

研究者が『播磨国風土記』に手を焼く原因は、そのテキストにある。周知のように、『播磨国風土記』は、現在天理大学附属天理図書館の所蔵する三條西家本が唯一の写本である。写本自体は、平安時代中期もしくは後期に溯る古写本で、古体を留めている点も多々みられる。

しかしながら、はやくに井上通泰氏いのうえみちやすが指摘されたとおり、三條西家本には誤脱錯乱が多く、とくに飭磨郡条においてそれが甚しい。そこから、氏は、この写本が、太政官に提出したものの写しではなく、国衙に残ったものを、延長三年（九二五）に探索を命じた際の太政官符にしたがって提出したものとみておられる（『播磨国風土記新考』〔大岡山書店、昭和六年五月、のち昭和四十八年七月臨川書店より復刻〕一三〜一四頁、以下「新考」と略する）^{〔一〕}。この考えは、のちに秋本吉郎「播磨国風土記未精撰考」（『大阪経大論集』一二、昭和二十九年十一月、のち秋本氏『風土記の研究』〔大阪経済大学後援会、昭和三十八年十月、所収〕）に受け継がれ、敷衍されたが、同氏によれば、『播磨国風土記』が未精撰であり、その祖本は国衙に存在した稿本であったという（この説は、秋本吉郎校注日本古典文学大系2『風土記』〔岩波書店、昭和三十三年四月、以下「大系」と略する〕でも繰り返されている）。

こうした秋本説については、小島憲之こしまのりゆき「風土記の述作」（『國語・國文』第一六卷第四号、昭和二十二年七月、のち大幅に加筆・修正して『上代日本文學と中國文學』上〔稿書房、昭和三十七年九月、所収〕）などの反論もあるが、全体として、三條西家本『播磨国風土記』

がじゅうぶんな推敲を経た決定稿とはいいたいことはないが、なんびとも認めざるをえないところであろう。

「未精撰」の稿本が伝来した理由についてはしばらく措くとして、そのために『播磨国風土記』では読解上にさまざまな困難が生じていることは事実である。小論では、そうした諸問題のなから、三つを個別に取り上げ私見を開陳したいと思う。

一、印南郡の存否

三條西家本『播磨国風土記』は、巻首に缺損があり、総記・明石郡（「赤石郡」という表記も存した）のすべてと賀古郡の冒頭部分が存在せず、同郡の途中からはじまっているのだが、残存する賀古郡の記述にも問題がある。

内容としては、賀古郡の地名の由来にかかわる伝承のあと、望理里・鴨波里・長田里・駅家里の順で郡内四里についての記載がある。参考までに、最後の駅家里条からそれにつづく部分を引用すると、つぎのとおりである（以下、『播磨国風土記』は三條西家本を底本として、筆者が一部意をもって改めたものである）。

駅家里ミナト由ミ驛家ミ為レ名。一家云、所ミ以ミ号ミ印南ミ者、穴門豊浦宮御宇天皇、与ミ皇后ミ俱、欲レ平ミ筑紫久麻曾国、下行之時、御舟、宿ミ於ミ印南浦。此時、滄海甚平、風波和靜。故名曰ミ入印南浪郡。

「由ミ驛家ミ為レ名」の直下の「一家云」（「一家云はく」「一家云へらく」）は、『播磨国風土記』が地名の起源について記すなかで、異説の引用の際に用いられる用語で、このほか、神前郡聖岡里条に、

一家云、品太天皇、巡行之時、造ミ宮於ミ此岡、勅云「此土為レ聖耳」。故曰ミ聖岡。

所ミ以ミ号ミ生野ミ者、昔、此處在ミ荒神、半ミ殺往來之人。由レ此号ミ死野。以後、品太天皇、勅云「此為ミ惡名」。改

為「生野」。

とあり、託賀郡法太里甕坂条に、

一家云、昔、丹波与「播磨」堺^レ国之時、大甕掘^二埋於此土^一、以為^二国境^一。故曰^二甕坂^一。

とみえている。

さきの「一家云」の場合、すぐあとに「所^三以号^二印南^一者」とつづくので、これが「駅家」という地名の由来に関する異伝でないことは明白である。したがって、「由^二驛家^一為^レ名」と「一家云」の間にはなんらかの脱文——おそらくは印南の地名についての正説の記述であろう——があり、「一家云」はその印南の由来にかかわる別伝であると考えられる。

そこで、従来の説では、脱落はあるものの、「一家云」以下は賀古郡ではなく、それにつづく印南郡巻首の記述であるとしてきた。はやく栗田^{くりた}寛^{ひろし}『標注古風土記』（大日本圖書株式会社、明治三十二年十二月、以下「栗田注」と略す）は、「一家云」の前に「（印南郡）」を補っているし（播磨、五頁）、新考も「例二捩リテ之ヲ補フ」として同様の処置を施している（六二頁）。三條西家本では、郡名標記の右傍に符号を附するのが通例だが（例外もある）、ここもやはり「浪印南郡」の傍らに符号があり、ここから印南郡の記載に入るかのようにもみえる。

ただし、この箇所についてはいささか問題がある。たしかに三條西家本は右傍に郡名標記に附す符号を記すが、写本の文字は「入印南浪郡」となっており、このままでは意味が取れない。そこで、栗田注は「印南」の二字を衍とし、「入浪郡」に改め、敷田^{しきた}年治^{としはる}『標注播磨風土記』上（玄同舎、明治二十年八月）は「原本入浪の浪ノ字を落し、郡名に加へて印南浪に誤れり。今改」とのべ、「故名曰^二入浪^一。印南郡」としている（四丁ウ〜五丁オ。「印南郡」は改行）。また、大系は「傍記の誤入」として「印南」の二字を削り、近年出た沖森卓也・佐藤信・矢嶋泉編著『風土記 常陸国・出雲国・播磨国・豊後国・肥前国』（山川出版社、平成二十八年一月、『播磨国風土記』の分は平成十七年十月に刊行）は「入浪印南郡」と改め、「入浪^{いりなみ}の印南郡^{いなののこほり}」と訓

む（この校訂本では、底本の文字を改めた場合にはかならずそれを注記することになっているが、この意改についてはそれが無い）。

たしかに、「入印南浪郡」という表記はこのままでは意味が通じない。イリナミからイナミが生じたとする説明であることを考慮すると、大系のように「入浪郡」の誤記とみるのがよいようにも思うが、断定はできない。しかし、いずれにしても、「一家云」以下が印南郡の記述であろうことは、多くの研究者の共通の認識であった^②。

ところが、この通説に対し、異論を唱えたのが植垣節也^{うゑがきせつや}。「播磨国風土記注釈稿（二）」（『風土記研究』二、昭和六十一年六月）である。植垣氏の説は、従来、印南郡の冒頭と解されてきた「一家云」以下について、風土記の編述当時印南郡が存在した確証はなく、これも「印南郡」ではなく、「印南浦」についての記述であるというもので、風土記時代の郡編成について再考を促す劃期的な提説であった。

氏は、九点にわたって、その根拠を提示しておられるが、要点を摘めば、つぎのとおりである。

①本風土記には「印南郡」の三字がどこにも記されていない。

②印南の郡の文献初出は、天平十九年（七四七）の『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』である。

③『萬葉集』巻六の九三五の題詞に「三年丙寅秋九月十五日幸於播磨国印南野時笠朝臣金村作歌一首〔并短歌〕」とあるが、これは「印南野」の誤写とみられる。「印南」という地域は古くから存在したが（『萬葉集』にも伊奈美野・印南野・稲日野・伊奈美原などと用いられている）、それは後の印南郡よりもずっと広く、のちの賀古郡の地域を含み、印南郡という行政区域が設けられたのは風土記編纂よりも少し遅れた時点らしい。

④風土記には「遷到^二印南六継村^一」（六継里）・「悉留^二印南之大津江^一」（鴨波里）というふうに、「印南郡」とあつてしかるべき箇所に「印南」としか書かれていない。

⑤「印南郡」の字が補われる最大の根拠は、下文に「故名曰^二入印南浪郡^一。」とあることだが、「郡」は「浦」の誤写

である可能性もじゅうぶんある。

⑥『釈日本紀』巻五が益氣里を引くのに、「賀古郡益氣里有石橋」とあつて、同書の編者がみた写本には益氣里が賀古郡に属するものと記されていたようである。

⑦南毗都麻の記事の最初は「郡南海中有小嶋。」とあるが、正確には「郡東南南海中有小嶋。」でなければならぬが、印南郡が存在せず全部賀古郡ならば「南」でも不都合はない。

⑧「所^三以号^レ印南^一者」の形は、郷名・里名・川名・墓名などににでも使え、「所^レ以号^レ宅者、大帯日子命、造^二御宅於此村^一。故曰^二宅村^一。」（益氣里条）のように「宅」で提示し「宅村」で応じることができ、^二印南^一で提示し「印南浦」で応じることが可能である。

⑨郡内の郷数からいえば、賀古郡と印南郡がもと一郡八郷であつたと考えるほうが自然である。

こうした植垣氏の提説は、固定観念にとらわれることなく、虚心に風土記の構成を把握しようとした意欲的な假説として高く評価できる。氏のあげた根拠にも、説得力がある。

しかしながら、これらについてはなお検討の餘地がある。そこで、以下、植垣説の論拠について考えたい。

まず、①だが、これは、あとの⑤・⑧と関係する指摘なので一括して論じたい。

「印南郡」の表記がないのは、氏の指摘のとおりである。ただ、これは、論拠⑤ともかわるのだが、やや曖昧ながら「入印南浪郡」という表記は存する。これを、「入浪郡」または「入浪印南郡」に訂することが許されるなら、かならずしも「印南郡」の表記がないわけではない。植垣氏ご自身は、この部分を「郡」ではなく「浦」の誤写である可能性を指摘しておられる。「一家云」以下には「印南浦」という用語が出てくるので、その可能性も捨て切れないが、これも確実とは云いがたい。

つぎに、②であるが、これは氏の指摘のとおりである。「印南郡」の表記は、平城宮出土木簡にも「播磨国印南郡」（『平城宮発掘調査出土木簡概報』四―二頁）、「播磨国印南郡六継郷」「白米一口」（同上二五―二九頁）など数点みえるが、確実な年紀のあるものはなく、いずれも風土記が編纂された和銅六年（七二三）から靈龜元年（七二五）ごろ^③まで溯るものではないと考えられている。なお、これに関連して、④にあげられている『萬葉集』の「印南郡」の用例も、信頼に足るものではないとさそうである。

つぎに、⑥についてのべる。これは、はやくに武田祐吉氏が指摘されたものを、植垣氏が再評価されたものである。たしかに、こうした『釈日本紀』の記述は、益気里が賀古郡に属していたことを示唆するかのようである。しかし、神崎勝氏も批判されたように（『講座播磨国風土記 賀古郡（その2）・印南郡』平成二十五年一月）所収の「印南郡の冒頭部について」（一六頁）、『釈日本紀』の編者がみた風土記の写本が、三條西家本同様、すでに印南郡の冒頭部分を缺いたものであったとすれば、益気里条を誤って賀古郡の記事と理解したとも考えられる。冒頭でものべたように、三條西家本『播磨国風土記』は平安時代中期か後期の書写とみられており、その写本にすでにこうした誤脱があったとすれば、十三世紀に卜部兼方がみた写本もまた、それと同じであった可能性は大きく、ために印南郡の記事を賀古郡のそれとして引用したことはありえると思う。

つぎに⑦だが、これも興味深い指摘である。ただ、大きく方位を取り違えているわけではなく、南毗都麻が賀古郡の郡家からみて「南」だとする表現も、印南郡の存在を否定する積極的な証拠とは云えない気がする。

最後の⑨だが、郷数も決定打とはならないように思う。飭磨郡（『和名抄』では十四郷）・揖保郡（『和名抄』では十九郷）・賀毛郡（『和名抄』高山寺本は八郷だが、東急本は十郷）のように、『和名抄』段階でも郷数の多いままの郡もあるので、賀古郡と印南郡が合わせて一郡八郷であったと考える必然性はないように思われる。

さて、こうしてみていくと、賀古・印南一郡説の根拠①～⑨も、それ自身が積極的に印南郡が賀古郡に包括されていたことの証しとするには物足りない感がある。いずれも、印南郡の存在を当然のように考える通説にも再考の餘地があるのではないかという程度のものでしかない。

では、ぎゃくに、印南郡の存立を裏づける証拠はないのであろうか。

風土記のなかにそれをもとめるのはむづかしいのだが、一つ考えるべき点がある。それは、このあたりの里の記載をみていくと、印南川（加古川）を挟んで二つの地域に区分されていたと考えられる点である。すなわち、前半は①望理里↓鴨波里↓長田里↓駅家里の順で記述され、ついで「一家云」以下では②大國里↓六繼里↓益気里↓含藝里の順で記述されている。

各里の比定地については諸説あるが、最初の望理里については、現在の加古川市神野町・八幡町地区と加古郡稲美町北部に比定されており、とくに問題はない。

しかし、つづく鴨波里については定かではない。『増補大日本地名辞書』第三卷中国・四国（富山房、昭和四十五年十二月）は、「国郡考」を引いて住吉郷（今二見村、阿間村是なり）とするを風土記にいう鴨波里とするが（二〇八頁）、風土記では鴨波里は長田里（長田里は、加古川市尾上町に長田の地名が残るので、里域はおそらく加古川河口附近の左岸、瀬戸内海沿岸近くであろう）の直前に載せられ、明石郡の林の潮（みなと現明石市林附近）に近いとされることから、その可能性はある（『角川日本地名大辞典』）。なお、神崎勝氏は、加古川市加古川町粟津を遺称地とみておられる。

最後の駅家里だが、ここにいう駅は賀古駅のことと、その位置については、『日本往生極楽記』に「我はこれ播磨国賀古郡賀古駅の北の辺に居住せる沙弥教信なり」とあることから（『後拾遺極楽記』はこれを貞観八年丙戌八月十五日夜半のことと記す）、加古川市野口町野口に現存する教信寺の南側にあったと推定され、同寺の南に位置する「駅ヶ池」に南接する古

大内遺跡（野口町古大内字中畑）に比定する説が有力である（『加古川市史』第一巻本編Ⅰ〈加古川市、平成元年三月 四一七〜四二六頁〉）。里域もこの周辺であろう。

つぎに、「一家云」以下の里についてみてみたい。

まず、大國里は加古川市西神吉町に大國の地名が残るので、この附近であることはまちがいないが、里域は加古川下流西岸の、同市南部と高砂市の米田・伊保・阿弥陀の各地区など中北部にわたる平野地と推定される（『日本歴史地名大系』）。

つづく六継里の里域については、諸説ある。ただ、風土記の伝承では、天皇と印南別嬢が印南の六継村に到り、始めて密事を成したときに天皇は「此処は、浪の響、鳥の声、甚詳し」と勅したというから、海岸近くであったと考えてよいであろう（『加古川市史』第一巻本編Ⅰ〈前掲〉三七四頁）。神崎氏は、

印南郡では益気（升田）・含芸（神吉）・大國の三里がならぶが、加古川が南へ屈曲する古新・美保里付近と福泊（姫路市的形町）とを結ぶ線の、ほぼ以南が加古川の氾濫原であったとみられることを考えると、六継里は河口付近と推定されるが、これら三つの里の南の米田町あるいは西の曾根町付近に比定するほかなさそうである。とされている。

「六継」の語源はあきらかでないが、「継」は鎗磨郡英保里にも「継潮」とみえる。「継」が崖地を呼ぶ地名用語として使われていたと考えると、沿岸部の崖状の地形を表現したものとも考えられる。

つぎに、益氣里は、下文にみえる斗形山が、加古川の北岸、現加古川市東神吉町升田にある升田山（旧名益氣山・岩橋山）のことなので、ここから東方にわたる地域が里域で、東限は郡界と思われるが、詳しいことは不明である（『日本歴史地名大系』）。

最後の含藝里については、加古川市に東神吉町神吉の地名が残っており、里域は、大國郷と益氣郷の間から北方、

郡界に至る地域と推測されている（『日本歴史地名大系』）。

さて、こうしてみていくと、前述の①と②は、印南川（加吉川）を境界とし、それぞれの地域のなかでおおまかに云つて時計回りに記載されていることが知られる。②の地域では、六継里の現在地比定がむつかしいこともあって、里の記載が異なる基準で排列されているのか把握しづらいところがあるが、少なくとも「一家云」の前後で、叙述される里が印南川を境とする東西二域に分けられていることはたしかである。

では、これは、いかなる理由によるものであろうか。

これについては、賀古郡内で印南川を挟んで二つの地域に分けて記載したともとれるが、それよりも、印南川によって賀古郡と印南郡が分割されていた結果と考えるべきではないだろうか。「一家云」以下の記事も、直前に脱文があり、なおかつ「入印南浪郡」の解釈がむつかしいので明言はできないが、これは、やはり郡名の由来についての別伝とみたほうがよいように思う。それゆえ、印南郡の存在を認めることにさほど不都合な点はないように思う。

もしも、今後、八世紀初頭の本簡で「印南郡」の記載のあるものや、あるいは七世紀に溯る本簡で「印南評」と記されるものが発見されれば、この問題も一気に暈がつくのだが、目下のところはそれも無い。植垣説は旧説の盲点をつく新説として魅力的だが、現状では、通説を覆すには至らないと云わざるをえない。

二、「聖徳王御世」

印南郡大國里条には、以下のような記述がある。

大國里_{土中}。所_三以号_二大國_一者。百姓之家多居_レ此。故曰_二大國_一。

此里有^レ山。名曰^二伊保山^一。帶中日子命乎坐^三於神^一而。息長帶日女命率^三石作連大來^一而。求^二讚伎國羽若石^一也。自^レ彼度賜。未^レ定^二御廬^一之時。大來見頭。故曰^二美保山^一。

山西有^レ原。名曰^二池之原^一。中有^レ池。故曰^二池之原^一。

原南有^二作石^一。形如^レ屋。長二丈廣一丈五尺、高亦如^レ之。名号曰^二大石^一。傳云。聖德王御世。弓削大連所^レ造之石也。右の記事によれば、大國里に美保山という山があり、その西に池之原が広がっていて、そこには「大石」と呼ばれる、家屋の形をした巨石が存在し、伝えによると、聖德王の御世に弓削大連（物部守屋）の造ったものだといふ。

この巨石は、いわゆる石の宝殿のことで、現在の高砂市阿弥陀^{あみだ}町生石字宝殿山に鎮座する生石神社社殿の背後にある巨大な石製品である。附近で産する竜山石^{たつやまいし}を加工したもので、生石神社のご神体とされている。風土記には、「大石」と称されたことが記されるが、これが転訛して「生石（オオシコ）」となったのであろう。正面の最大幅六・四五メートル、奥行五・四八メートル、整形部の最大高五・七メートル、横約六・四五メートル、奥行約四・七五メートル、高さ約五・六メートルの直方体の巨石で、背面に一・七五メートルの突起がつく。正面は素面であるが、両側面には幅一・六メートル、深さ二十数センチ（最深部）の浅い溝が上下に通る。溝は石の上面にも及んでおり、上縁から約五〇センチまではたどることができるが、中央部には土が堆積し、全貌はわからない。『萬葉集』卷三の生石村主真人の歌「大汝^{おほなむすく}少彦名^{ひこな}のいましけむ志都^{しづ}の石室^{いはや}は幾世経^へぬらむ」（三五五）は、この石をさしているとする説もある。

ところで、ここで注目したいのは、この大石を「聖德王御世」に守屋が造ったという伝承である。ここにいる聖德王が用明天皇皇子の厩戸皇子^{うまやとのみこ}、すなわち聖德太子のことを指していることはほぼ疑いない。「聖德」の語は、厩戸皇子の名号としてはもつともよく知られたものだが、生前の名ではなく、薨去後の諡号とみるのが穏当であろう（坂本太郎『聖德太子』

吉川弘文館、昭和五十四年二月、のち『坂本太郎著作集』第九卷 吉川弘文館、平成元年四月）所収、一二頁）。古い実例としては、文武天皇

朝の慶雲三年（七〇六）造立の法起寺三重塔の露盤銘（現物は亡佚し、顕真『聖德太子伝私記』上巻に銘文のみ所収。この銘文については偽作説もある。大山誠一『聖德太子と日本人』（風媒社、平成十三年五月）一九三〜一九五頁を参照）に「上宮聖德皇」とみえるのをはじめとして、天平十年（七三八）前後の成立とみられる公式令集解、平出条の引く古記にも、

古記云。問。天皇諡。未知。諡。答。天皇崩後。抛^二其行迹^一。文武備者。称^二大行^一之類。一云。上宮太子称^二聖德王^一之類。

とみえている。また、『萬葉集』卷三（天平十六年ごろまでの挽歌を収録）の四一五番歌の題詞に「上宮聖德皇子出遊竹原井之時見龍田山死人悲傷御作歌一首」とあり、天平勝宝三年（七五二）の年紀のある『懷風藻』序にも「速乎聖德太子、設^レ爵分^レ官。肇制^二禮義^一。然而。専崇^二釋教^一。未^レ遑^二篇章^一。」とある。さらに、風土記でも『釈日本紀』卷第十四（新訂増補国史大系本、一八八頁）や『萬葉集註釈』卷第三（萬葉集叢書本、一一一頁）所引の『伊豫国風土記』逸文の「温泉・伊社邇波の岡」に、

天皇等。於^レ湯幸行降坐五度也。以下大帶日子天皇与^二大后八坂入姬命^一二^上。為^二一度^一也。以下帶中日子天皇与^二大后息長带姬命^一二^上。為^二一度^一也。以^二上宮聖德皇子^一。為^二一度^一。及侍高麗惠慈僧葛城臣等也。于時。立^二湯岡側碑文^一。其立^二碑文^一处。謂^二伊社邇波之岡^一也。所^レ名^二伊社邇波^一由者。当^二土諸人等^一。其碑文欲^レ見而。伊社那比来。因謂^二伊社邇波^一。本也。碑文記云。（後略）

と記されている。

こうした用例に照らして、『播磨国風土記』の「聖德王御世」は、「聖德太子の治世に」といった意味で用いられていると理解してよいと思うが、正確な年代については疑問が残る。

物部守屋は、尾輿の子にあたり、敏達・用明天皇朝に大連として活躍した人物だが（母姓により弓削守屋とも称したので、ここ

でもその名で記されている)、父とともに排仏を主張して蘇我氏と対立。用明天皇が崩御したあとに天皇の異母弟にあたる穴穗部皇子ほべのを擁立したことで、対立は決定的となり、最後は蘇我馬子らに攻められ、射殺いころされた。これが西暦五八七年のことなので、大系が「聖徳王御世」が「太子の摂政は物部守屋滅亡後で時代が前後する。伝承の年代錯誤」と指摘するように、正確な年代は合わない。

ただ、厳密には大系の説くとおりなのだが、年代を大きく取り違えているわけではないので、このことが右の伝承の致命的な缺陷とは云えないように思う⁽⁴⁾。

この表記で注目される点は、二つある。一つは、『播磨国風土記』の成立年代に照らして、これが厩戸皇子を「聖徳」と称した古い用例である点である。いま一つは、「御世」という表現である。ふつう「御世」は、「某天皇の御世」などと、ある天皇の治世をもって時を示す筆法である。『播磨国風土記』のなかにも、「難波高津御宮御世」(賀古郡含藝里条ほか)・「大帶日子天皇御世」(印南郡含藝里酒山条ほか)・「志我高穴穗宮御宇天皇御世」(印南郡南毗都麻条)・「志貴嶋宮御宇天皇御世」(飭磨郡大野里条)・「品太天皇之世」(飭磨郡大野里略堀条ほか)・「大長谷天皇御世」(飭磨郡貽和里馬墓池条)・「大雀天皇御世」(飭磨郡飭磨御宅条)・「勾宮天皇之世」(揖保郡越部里条)・「小治田河原天皇之世」(揖保郡大家里大法山条)⁽⁵⁾・「宇治天皇之世」(揖保郡大家里上宮岡・下宮岡・魚戸津・杣田条)⁽⁶⁾・「難波長柄豊前天皇之世」(揖保郡石海里条ほか)・「近江天皇之世」(讃容郡中川里条)の用例があり、逸文でも「難波高津宮天皇御世」の表現がみえる。これらはいずれも記紀の皇統譜が載せている天皇であって、天皇(大王)の治世にかけてある出来事の年代を語る一般的な用例として理解できる。

ところが、聖徳太子の場合、即位の事実は記紀にはみえない。にもかかわらず、『播磨国風土記』にあたかも聖徳太子の治世が存在したかのような伝承が伝えられていることは、いかなる理由によるものであろうか。

風土記の注釈書でこの点を問題にしたものは寡聞にして知らないが、卑見をのべれば、「聖徳王御世」という表現は、

太子が推古天皇朝で摂政として天皇大権の一部を担っていたことと関係があるのではないかと思う。

もともと、聖徳太子については、『日本書紀』にみられるような、聖人としての太子像は、律令制のもとで中国の聖天子に匹敵するような模範的な天皇像を示すため、儒教的な政治を目指していた藤原不比等と、道教を好んだ長屋王と、唐から帰国したばかりの道慈どうじが、『日本書紀』編纂の最終段階で構想したものだという大山誠一氏の説がある（『聖徳太子の誕生』〈全川弘文館、平成十二年四月〉ほか）。

この説が正しければ、『播磨国風土記』の「聖徳王御世」という記述についてあれこれ論じてあまり意味のないのだが、大山氏の〈聖徳太子〉虚構説もかならずしも盤石ではない。

ここで大山説について詳しく論じる餘裕はないが、小論とのかかわりで、一つだけ疑問を呈しておきたい。それは、聖徳太子（厩戸皇子）の子山背大兄王やましろのおおえのみこについてである。

周知のように、山背大兄王は、田村皇子（のちの舒明天皇）とともに推古天皇に後事を託された人物である。もし、『日本書紀』が描くような、聖徳太子像がフィクションであり、実在した厩戸皇子は推古天皇朝の一王族に過ぎなかったとすれば、なぜ、そのような一介の王族の子が、推古天皇崩御ののち、田村皇子とならんで有力な皇位継承候補者とされたのだろうか（詳細は『日本書紀』舒明天皇即位前紀によられたいが、舒明天皇即位前紀の記述をていねいに読むかぎりでは、推古天皇はかならずしも田村皇子を皇位と考え、また遺詔していたのではなく、蘇我蝦夷の迷惑によるところが大きいようである）。

とくに注目したいのは、山背大兄王の名にふくまれる「大兄」という称号である（以下、塚口義信「聖徳太子の「天皇事」とは何か」上田正昭・千田稔編『聖徳太子の歴史を読む』〈文英堂、平成二十年二月〉所収、に負う）。『日本書紀』には、「大兄」を称する人物が八名いる。

①大兄去来穗別尊（仁徳天皇皇后所生の第二子）↓履中天皇

② 勾大兄皇子（継体天皇元妃所生の第二子）↓安閑天皇

③ 箭田珠勝大兄皇子（欽明天皇后所生の第二子）

④ 大兄皇子（欽明天皇妃所生の第二子）↓用明天皇

⑤ 押坂彦人大兄皇子（敏達天皇皇后所生の第二子）

⑥ 山背大兄王（厩戸皇子妃所生の第二子）

⑦ 古人大兄皇子（舒明天皇妃所生の第二子）

⑧ 中大兄皇子（舒明天皇皇后所生の第二子）↓天智天皇

「大兄」という称号だけでいえば、『古事記』に一例「日子人^{ひこひと}之大兄王^{のおおえのみこ}」という人物がみえており、さらに、『日本書紀』でも仲哀天皇の叔父にあたる人物として、「彦人大兄」の名がみえるが、前者はほかに「大兄」の用例を見出しえない『古事記』の場合であり、「日子人^{ひこひと}之大兄王^{のおおえのみこ}」なる人物についてもはっきりしないし（『日本書紀』にはみえない）、また、後者も、他の用例とはずいぶん年代的に隔たっているため、これも除外したほうがよいであろう。このほかにも、『日本書紀』には「高麗太兄男生」や「上部位頭大兄邨子」など、高句麗の人物で「大兄」を称する例もいくつかみられるが、これも、ここでの問題には直接関係がないので省略する。

さて、右にあげた八例についていうと、まず、①は、『古事記』では「大江^{おおえ}之伊邪本和氣命^{のいざほわけのみこと}」と記される。同母弟の「墨江之中津王^{すみのえのなかつのみこ}」や「蝮^{たじしひ}之水齒^{のみずは}別命^{わけのみこと}」などの名を参考にすると、この「大兄（大江）」は地名に由来しているとみるべきであろう。それゆえ、他の用例とはいささか性格がちがうので、考察の対象から除外する。

そこで、残る②～⑧の七名をみていきたいが、これらの人物には二つの共通点がある。第一に、ほぼ全員が天皇の子であり、しかも第一子だという点である。第二に、七名のうち、②・④・⑧の三皇子が即位しており、残る四人について

も、⑤押坂彦人大兄皇子・⑥山背大兄王・⑦古人大兄皇子は、皇位を争いながらも敗れた皇子たちであるから、いずれも有力な皇位継承者だったという点である。また、③箭田珠勝大兄皇子やわたたまかのおおむねにしても、欽明天皇の在位中に亡くなったので即位は実現しなかったが、存命ならば、当然即位したはずの、有力な皇位継承の候補者であった。

こうしてみていくと、「大兄」とは、有力な皇位継承候補者に冠させられた称号であったことが判明する。

ところで、さきに②⑧の父はおおむね天皇であると書いたが、一人例外がある。それが、まさに⑥山背大兄王である。

このことは、きわめて示唆に富む事実であって、他の「大兄」がいずれも天皇の子、しかも長子であったことを思えば、山背大兄王の父厩戸皇子も、推古天皇朝においてそれに准じる立場にあったと考えられる。

じつは、このことを裏つける記述が、『日本書紀』に存在する。すなわち、用明天皇元年春正月壬子朔条には、

立穴穂部間人皇女二為皇后一。是生四男。其一曰厩戸皇子。更名豊耳聡。聖徳。或名豊聡。耳。法大王。或云法主王。是皇子初居上宮。後移斑鳩。

於豊御食炊屋姫天皇世二居東宮一。總撰萬機。行天皇事。語見豊御食炊屋姫天皇紀。

とあって、厩戸皇子が「天皇事みかどわざしたまふ」と記されている。これは、天皇の代行として執政したという意味だから、厩戸皇子は天皇に準ずる存在だったということになる。こうした厩戸皇子の地位のおかげで、その子は「山背大兄王」と呼ばれたのであろう。

むしろ、〈聖徳太子〉虚構説の立場からすれば、こうした記述も『日本書紀』編者の造作ということになるのだろうが、あながちそうとも云えない。坂元義種氏さかもとよしたかね（『隋書』倭国伝を徹底して検証する）『歴史読本』平成八年十二月号）や塚口氏（前掲論文、八九〜九四頁）は、『隋書』倭国伝が、推古天皇朝の倭王を「多利思比孤」、すなわち男王と認識していることから、中国との国交においては推古天皇ではなく、厩戸皇子が倭王と称しうる権限を有していたのではないかと推測している。とく

に、塚口氏は、「天皇事したまふ」は、天皇大権の一つである外交権を厩戸皇子に委ねていたことをいったのではないかと推測しておられるが、筆者もその可能性は大きいと思う。

さて、こうして厩戸皇子が天皇に準ずる存在だったとすると、「聖徳王御世」という『播磨国風土記』の表記も、あながち史実から乖離したものではないことが判明する。思うに、推古天皇朝の政治体制の実態を反映して、太子にかけてこの時代を語る表現はやはりよくから利用され、地方にも滲透していたのであろう。この記事を採訪した郡司や、さらにはそれをもとに風土記を編んだ国司も、あえて書き改めることなく『播磨国風土記』に掲載したのであろうが、印南郡大國里条の一条は、はからずもそうした当時の人々の認識を伝えているのである。断片的なフレーズではあるが、推古天皇朝の厩戸皇子の実像をうかがう貴重な史料だと云えよう。

ちなみに云えば、推古天皇十四年（六〇六）是歳には「皇太子亦講法華經於岡本宮」。天皇大喜之。播磨国水田百町施于皇太子。因以納于斑鳩寺。」とあり、天平十九年（七四七）二月に勅録された「法隆寺伽藍縁起并流記資財帳」、あるいは「上宮聖徳法王帝説」にも、戊午年（推古天皇六年、五九八）に推古天皇が聖徳太子に与えた水田（資財帳）では二百九十町一段八十二分）が播磨国揖保郡に存したことを伝えている。播磨の法隆寺領が、はたしてこれらの記録のとおり、推古天皇朝の成立かどうかはなお検討が必要だが（兵庫県史編集専門委員会編『兵庫県史』第一卷〈昭和四十九年三月〉四二五〜四二九頁）、播磨国が聖徳太子と縁の地であったことは、「聖徳王の御世」という本条の表現を考えるうえで興味深い。

三、「事与上解同」

賀古郡鴨波里条には、

『播磨国風土記』雑考（荊木）

鴨波里^{土中}。昔大部造等始祖古理賣耕^レ此之野。多種^レ粟。故曰^二粟^一里。此里有^二舟引原^一。昔。神前村有^二荒神^一。每半^二留行人之舟^一。於^レ是。往来之舟。悉留^二印南之大津江^一。上^三於川頭^一。自^二賀意理多之谷^一引出而。通^二出於赤石郡林潮^一。故曰^二舟引原^一。又事与^二上解^一同。

という記述がみえている。このなかで筆者が目にしたのは、末尾の「事与^二上解^一同」という注記である。これは「また、この次第は上の解と同様である」といった意味で、おそらくは、賀意理多の谷から陸で舟を曳いて赤石郡の林潮まで運んだから舟引原というのだという説明が、赤石郡（明石郡）のところにもみえることを云うのであろう。「おそらく」というのは、現存の三條西家本には冒頭に缺損があり、明石郡の記載を確認することができないからである。

ただ、もとは明石郡の記述が存したことは確実である。なぜなら、『新日本紀』卷第八に「速鳥（駒手御井）」という、明石郡からの引用とみられる逸文（新訂増補国史大系本、一二四頁）がみえているからである。

問題は「解」という用語である。はやくに新考が「本書は国司より太政官に奉りしものなれば解と云へるにて上ノ解とは脱落せる明石郡の記事を云へるなり」（五八頁）と説明しているが、これによれば、本条の「解」とは『播磨国風土記』そのものであって、「上解」とは、そのうちの明石郡の部分をこう呼んだと解釈しうる。

こうした新考の解釈が正しければ、『播磨国風土記』のこの記述は、『常陸国風土記』の冒頭に「常陸国司解。申^二古老相伝旧聞^一事」とある記述とともに、風土記の実体は国司が太政官に提出した解であることを裏づける証拠となる。植垣節也氏が『播磨国風土記注釈稿（一）賀古郡』（『風土記研究』創刊号、昭和六十年十月）は「当国風土記がもともと「解」として書かれたものであることを明確に証する文」（二五八頁）とし、同氏校注・訳新編日本古典文学全集5『風土記』（小学館、平成九年十月）がこれを注して「当風土記も本来解であった」（二四四頁）と記しているのも、新考説にしたがったものと思われる。

筆者も、こうした通説的理解にとくに疑問をいだくことはなかったが、のちになって、ここにいう「上解」とは、明石郡の当該部分を指すことは間違いないにしても、「解」は『播磨国風土記』そのものことではなく、明石郡司から播磨国司に提出された解のことではないかと考えるに至った。

風土記編纂の最終的な責任者が、当該国の国司であることは云うを俟たないが、各郡の直接の担当者は当該郡の郡司であつたと考えられる。さらにいえば、その下の郷長（里長）がそれぞれ郷（里）の記載を取りまとめたことも推測されるが（廣岡義隆「郷家における素稿の作成―出雲国秋鹿郡惠雲郷を例に―」『三重大学 日本語学』二九、平成三十年六月）、この点についてはしばらく措くとして、風土記の原材料が郡単位で郡司の手によってまとめられたであろうことは、『出雲国風土記』において、各郡の末尾に郡司の連署があることからこれもこれを証することができる。『播磨国風土記』の場合も、郡によって、表記や文体に相違がみられるが、これは、担当者が郡ごとにちがったからだと考えれば納得がいく。

さて、こうした推測が的を射ているとすると、賀古郡鴨波里条の「事与_二上解_一同」は、郡司からの報告書の取りまとめにあつた国司が、明石郡司の解と賀古郡司のそれとを読み比べつつ、かかる注記を施したと考えてよいであろう。

『播磨国風土記』には、国司によるこれと似た注記が数箇所みられる。いまそれらを抜き出すと、以下のとおりである。

①六繼里_{土中}。所_三以号_二六繼里_一。已見_二於上_一。（賀古郡六繼里条）

②右十四丘者。已詳_二於下_一。（飭磨郡伊和里条）

③賀野里。幣丘。土中上。右。稱_二加野_一者。品天皇巡行之時、此處造_レ殿。仍張_二蚊屋_一。故号_二加野_一。山川之名亦与_レ里同。（飭磨郡賀野里条）

④所_三以号_二新良訓_一者。昔新羅国人来朝之時。宿_二於此村_一。故号_二新羅訓_一。山名亦同。（飭磨郡枚野里新羅訓村条）

『播磨国風土記』雑考（荊木）

『播磨国風土記』雑考（荊木）

⑤ 漢部里 多志野、阿比野、手沼川 里名詳於上。（飭磨郡漢部里条）

⑥ 揖保郡。事明下。（揖保郡総記）

⑦ 讚容里。事与郡同。土上中。（讚容郡讚容里条）

⑧ 神前山 与上同。（神前郡条神前山条）

⑨ 上鴨里 土上中。下鴨里 土中中。右、二里、所以号鴨里者、已詳於上。（賀毛郡上鴨里条）

いずれも、各郡から提出された報告書をもとに、風土記全体をまとめる作業の段階において、国司が記述の重複を削り、草稿を整理した際に附されたものと考えられるが、右の例はいずれも同じ郡内に重複する記述のある場合で、他郡にまたがる例はない。してみると、賀古郡鴨波里条の「事与上解同」は他郡の記述との間で重複が存した唯一の例といえるのであつて、風土記編者があえて「上解」という表現をとっているのも、その点を考慮したからだと考えられる。

ところで、すでに指摘されているように、これとよく似た書式が『住吉大社神代記』すみやほたいしやじんたいきにみえている。すなわち、同書の神領に関する記載のなかに、以下のような記述がみえている（引用は、田中卓「校訂・住吉大社神代記」『田中卓著作集』第七卷〈国書刊行会、昭和六十一年十二月〉所収による）。

豊嶋郡城邊山

四至 限東能勢國公田。限南我孫井公田。限西為奈河公田。限北河邊郡公田。

右。杣山河元。昔糧日宮御宇皇后所奉寄供神祈杣山河也。元偽賊土蛛造作斯山上城壘一居住。略盜人民。軍大神悉令誅伏。吾杣地領掌賜。山南在廣大野。號意保呂野。山北別在長尾山。山岑長遠。號長尾。山中有澗水。名鹽川。河中涌出鹽泉也。豊嶋郡與能勢國中間在斯山。號城邊山由。因土蛛城壘在。山中有直道。天皇行幸丹波國還上道也。願在郊原。百姓開耕。號田田邑。

一。河邊郡爲奈山 別名。坂根山

四至

限東爲奈川并公田。限南公田。限西御子代國堺山。限北公田。并羽東國堺。

右。杣山河領掌之由同上上解。但河邊。豐嶋兩郡内山惣號二爲奈山。別號二坂根山。昔大神誅二土蜘蛛二寢坂上。仍

號二坂寢山。山内有二宇禰野。天皇遣二采女一令採二柏葉。因號二采女山。今謂宇禰野。今謂宇禰國。今號武庫

一。爲奈河。木津河

右河等領掌緣同上上解。但源流者從二有馬郡。能勢國北方深山中一出。東西兩河也。東川名二久佐佐川一流二通多二拔山中一。西川名二美度奴川一。流二通美奴賣乃山中一。兩河俱南流速二于宇禰野。西南同流合。名號二爲奈河。西邊有二小野。當二城邊山西方。名曰二軍野。昔大神率二軍衆一爲レ擊二土蜘蛛一御坐地也。因號二伊久佐野。河邊昔居二山直阿我奈賀。因號二阿我奈賀川。今謂二爲奈川一「就」訛。大神現二靈男神人一賜。令レ流二運宮城造作料材木一爲中行事上賜。時斯川居女神欲レ成レ妻。亦西方近在武庫川居女神亦欲二同思一。兩女神成寵愛之情。而爲奈川女（神）懷二嫡妻之心一發二嫉妬一。取二大石一擲二打武庫川妾神一。并其川引レ取二芹草一。故爲奈川無二大石一生二芹草一。武庫川有二大石一無二芹草一。兩河一流合注レ海。依二神威一爲奈川于レ今不レ入二不淨物一。領二掌木津川等一此緣也。

『住吉大社神代記』の成立については、諸説ある。奥書によれば、同書は、住吉大社が己未年（齊明天皇五年、西暦六五九年）七月一日に津守連吉祥の注進した記事と大宝二年（七〇二）八月二十七日に定められた本縁起を引き勘えて、天平三年（七三一）七月五日に神祇官へ上進した解文で、撰録者として津守宿禰嶋麻呂・津守宿禰客人の名を記すが、実際には元慶年間以後の造作とみられている（坂本太郎『住吉大社神代記』について『國史學』八九、昭和四十七年十二月、のち同氏『日本古代史叢考』〔昭和五十八年十二月〕所収、さらに『坂本太郎著作集』第八卷〔吉川弘文館、昭和六十三年十月〕所収）。

成立年代は風土記よりかなり新しいが、ここに「杣山河領掌之由同上上解。」「右河等領掌緣同上上解。」とあるのは、

『播磨国風土記』の記述とよく似た書法で、興味深い。右に引いた箇所は、『住吉大社神代記』のなかでも住吉の神領に関する記載が並ぶ部分で、河辺郡為奈山や為奈河・木津河が神領となった由縁が、摂津国豊嶋郡城辺山が住吉領となった経緯と同じなので、あえてその繰り返しを避けてこう表現したのである。

『住吉大社神代記』はさまざまな材料を用いており、その構成は複雑だが（この方面の研究としては、酒井敏行「住吉大社神代記構成試論」横田健一編『日本書紀研究』第十二冊〈瑞書房、五十七年十一月〉がある）、この神領に関する部分については、現地で神領の管理にあたる出先機関の作成した報告書のようなものが提出されており、それがもたっているのではないかと思われる。領地の四至や地名について詳しい注記があることも、こうした推測を助けるものである。

だとすると、『住吉大社神代記』の編者は、それをもとに神領を列記していくなかで、「同「上解。」という文言によって、繰り返しを省いたのだと考えられる。むしろ、「解」に盛られた内容は『播磨国風土記』とはちがうし、書かれた時代にも隔たりがあるが、この『住吉大社神代記』の書式は、『播磨国風土記』のそれに通じるものがある。

『播磨国風土記』に云う「解」を、郡司が播磨国司に提出した風土記のもととなる報告書とみることにしては、その可能性を考慮しつつも、関聯史料が少ないのでなかなか自信がもてないのだが、最近になって、日本書紀研究会などでご教示を蒙ることの多い神崎勝氏がおなじ見解をいだけておられることを知った（講座『播磨風土記』第三回 賀古郡（その2）・印南郡―語釈・注釈―〈ZPO法人妙見山麓調査委員会、平成二十五年三月〉四頁）。これに意を強くし、あえて卑見をのべた次第である。冊子をご惠贈いただいた同氏のご厚意には心より感謝申し上げます。

あとがきにかえて ― 『播磨国風土記地図』を疑う ―

以上、『播磨国風土記』をめぐる三つの問題点に関して、最近筆者が考えたことをのべてきた。いずれも、とりとめもない断片的な覚書であるが、従来あまり論じられなかったこともふくまれているので、卑見を開陳してご教示を乞うことも、まったく意味のないことではあるまい。

ところで、さきに第一の印南郡の存否に關聯して六繼里の現在地比定にふれたが、この里の現在地比定については、最近出た中村啓信監修・訳注『風土記』上（角川書店、平成二十七年六月、以下「同書」と略称する）に不審な記述があるので、この機会にふれておく。

それは、同書が、同里の脚注で「所在不明」としながら、巻末の「播磨国風土記地図」（以下、「地図」と略す）では加古川河口の右岸に「六繼里」と書き込んでいる点である。これは、いかなる根拠によるものだろうか。

そもそも、同書の『播磨国風土記』の現在地比定にはかなり大雑把なところがある。たとえば、飴磨郡巨智里条では、脚注でこの里の現在地を「姫路市御立・田寺・辻井・山吹のあたり」（三〇六頁）と記している。たしかに巨智里がこのあたりをふくむことは間違いない。なんとならば、巨智里にある草上村が、この附近に比定されているからである。

しかしながら、姫路市夢前町に古知之庄こちのしょうの地名が残ることからもわかるように、里域が、現在の夢前川上流の姫路市夢前町古知之庄附近まで広がっていたことは疑いない。吉田俊三『夢前川流域史』（吉田俊三、昭和四十九年二月）も、置塩地区から御立・田寺・辻井・山吹・西今宿・東北今宿にかけての一带に比定している（四七〜四八頁）。それゆえ、本書のように姫路市御立・田寺・辻井・山吹附近に限定した書きかたは、いかにもふじゅうぶんである。

さらに不審なのは、右にあげた六繼里のように、本文中の脚注では「所在不明」としながら、「地図」にはその地名が記されている例が複数存在する点である。現在地比定の不可能な地名をどうして地図に落とし込むことが可能なのか、不思議でならない。ほかに、たとえば、託賀郡黒田里袁布山・支間岡条、託賀郡都麻里阿富山条、託賀郡都麻里高瀬村

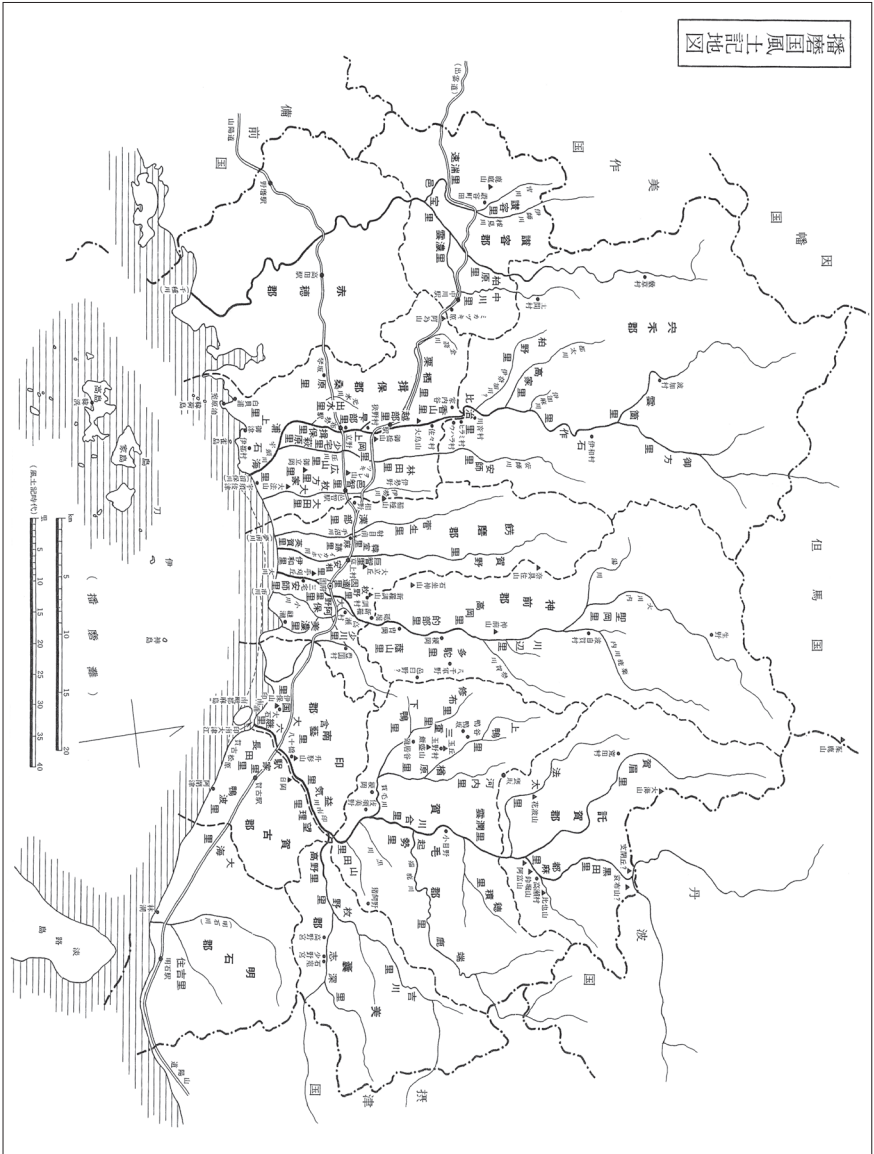


図1 日本古典文学大系『風土記』秋本吉郎校注 岩波書店 折込み附図より転載
(ただし、本誌の1頁に収めるため、上下・左右を0.86対1の比率で縮小した)

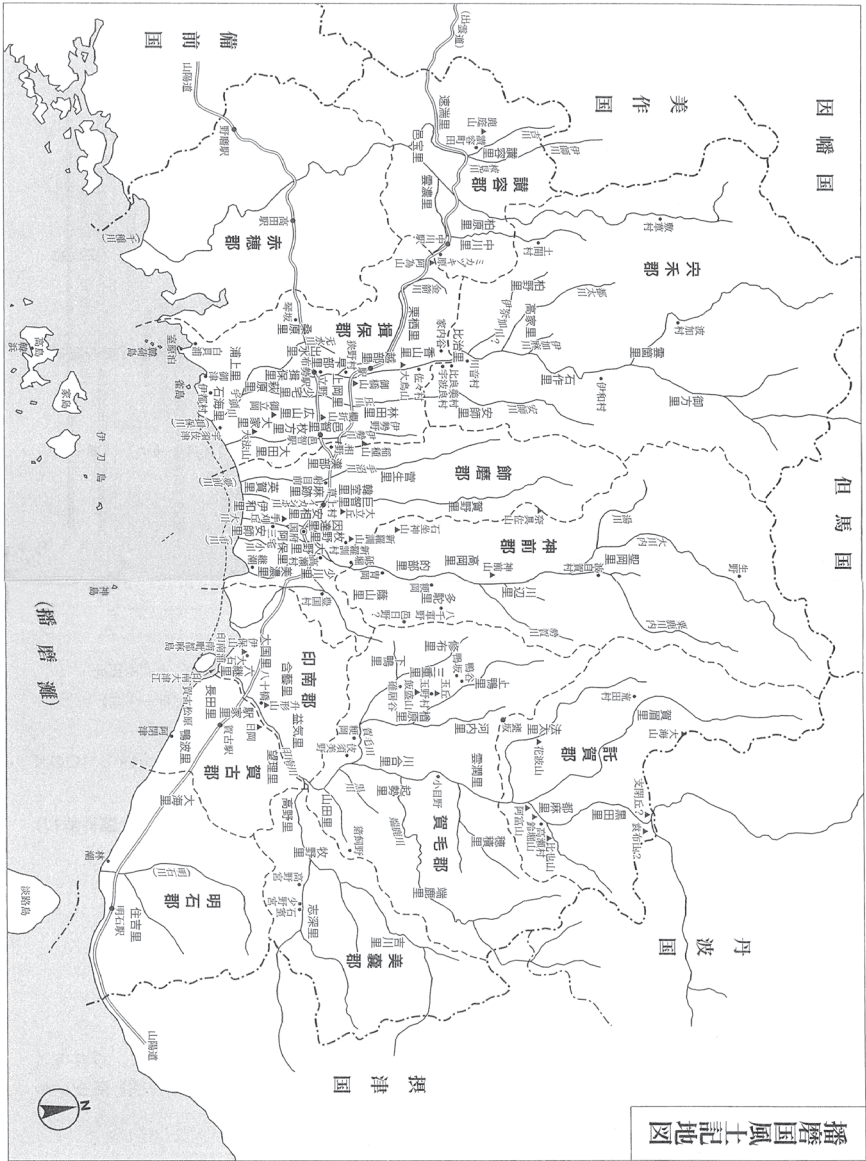


図2 『風土記 上』中村啓信監修・訳注(角川ソフィア文庫)巻末所収の「播磨国風土記地図」

条、賀毛郡楯原里梗岡条のように、脚注では比定地さえ示していないのに、なぜか「地図」上では地名が明記されている例もある。

こうした脚注と「地図」の齟齬は、どうして生まれたのであろうか。これは、おそらく、同書が大系の附図を転用したことに原因があると思われる。その結果として、本文中の地名表記や注釈の説明と合わない箇所が生じたのであろう。両者を比較すれば明白なように（図1・2参照）、「地図」は体裁から、地名比定に至るまで、ほぼ大系の附図そのままである（ただし、同書のどこにも、大系の附図を利用したとは記されていない）。

たとえば、飭磨郡のところに「イカシホ川」という記載がある。「地図」で河川名をカタカナで表記しているのはこれが唯一の例だが、こうした例外が生じたのは、そもそも大系の附図がこれをカタカナで表記していることに起因すると思われる。

読者のなかには、偶然の一致だと思いかたもおられるかも知れないので、念のために書いておくと、『播磨国風土記』には「イカシホ川」という河川は出てこない。あるのは、飭磨郡伊和里にみえる「曠塩」という地名だけである。しかし、下文に渡し場を意味する「苦芥」という地名がみえるので、これが河川の名前だとわかる。曠塩（川）は現在の夢前川のことであろう。上流は置塩川とも呼ばれ、姫路市夢前町宮置には置塩町村（町村）の地名が残る。

もつとも、現在の夢前川は明暦二年（二六五六）に姫路藩主の本多忠次が付け替えたもので、旧夢前川は姫路市横関から蛤山東麓を経て今宿・荒川、英賀清水へ流れ、菅生川と合流していたらしい。いずれにしても、大系は、頭注においてこれが河川名であるとしたうえで、附図に「イカシホ川」を書き込んだのであり、校注者ご自身の研究成果にもとづく作図である。

ところが、同書の脚注では「曠塩」に説明すら施していないのであって、本来なら「地図」に「イカシホ川」と書き入

れることができるはずもない。しかも、カタカナで書くなら、「イカシオ」のほずで、こことだけ「イカシホ」と旧仮名遣いになっているのは、大系附図をそのまま使った動かぬ証拠である。

ほかにも、「地図」の揖保郡のところに「庄川」という河川名がみえているが、これも本文や読み下し文にしたがうなら、「意比川」か「厭川」と書くべきところである（この字の校訂には諸説ある）。「地図」のみ「庄川」となっているのは、大系の附図に拠ったからだと判断せざるをえない。また、賀毛郡のところに「修布里」という里名がみえるが、同書の校訂では「條布里」である。こちらも、大系の地図が「修」としているのを引き写した結果であろう。

同書が、なぜ、本文や注釈と齟齬をきたす点に目を瞑り、大系の附図を転用したのか、そして、そのことを断っていないのか、筆者にはよく理解できない。どなたでもよいので、納得のいく説明をしていただければ、幸いである。

注

(1) ただし、井上説だと、なぜ赤穂郡が脱落している点が問題となる。現存本『播磨国風土記』が延長年間の再提出だとしたら、はたして赤穂郡の記載を缺いたままのものをそのまま提出するようなことがあっただろうか。現存本を国衙保存の稿本とみることに異論がないが、再提出されたものとするには、この点がいささか気にかかる。

(2) ただし、これを書写の過程における脱落とみるのか、そもそも記事がなかったのかは判断がむづかしいが、秋本吉郎氏は、「印南郡」という標題とそれに続く郡名の由来についての説明がないのは、「伝写間の脱文ではなく、記事筆録の未完によるのであろう」（『播磨国風土記未清選考』）ほか）としておられる。氏は、大系補注で自説の要点をつぎのように記しておられる。「伝写間の脱落としては記事がまとも過ぎていて、播磨国風土記の現伝本には記事の筆録整理の不十分な箇所が幾多指摘せられるが、これもその一例と認めるべきである（拙稿『播磨国風土記未清選考』大阪経大論集）第二二号参照）。思うに、印南の地名は風土記の編述当時、大和の宮延人に熟知の地名（行幸などもあって）であり、それについては大帯日子命（景行天皇）

の印南別嬢妻訪いの説話でナビツマが説明せられており、ナビ（隱）とイナミ（否、不語）とが類似音声、かつ語義にも関連するものがあるので、この妻訪い説話でイナミを説明しようとする傾向があったのではないか。郡衙からの筆録では「入浪」で説明した郡名説明が記されていたが、国庁ではそれを本説として採用し難い先入観から「一家云」を附記し、本説を記すはずがそのままになった、といった編述未精撰の事情が考えられる。また、久松澄一校註『日本古典全書』『風土記』上（朝日新聞社、昭和三十四年十月）は「頭初が缺けてゐるらしい」として、下文の「郡南海中有『小嶋』名曰『南毗都麻』。志我高穴穂宮御宇天皇御世、遣丸部臣等始祖比古汝茅、令定『国界』。尔時、吉備比古・吉備比賣二人、参迎。於是、比古汝茅、娶『吉備比賣』生児、印南別嬢。此女端正、秀於当時。尔時、大帯日古天皇、欲娶此女、下幸行之。別嬢聞之、即遁『度件嶋』、隱居之。故曰『南毗都麻』。」という部分が「恐らく、郡の總記の文であらう」としておられる。ただ、秋本氏の解釈は相当穿ったもので、はたしてこうした推測のとおりかは、なお検討を要する。筆者は、「一家云」が掲げられているということは、本来、これに対応する正説が直前に存したはずで、それが伝写の過程で脱落した可能性が大きいと思う。三條西家本は、各郡の冒頭は行を改めて記すのを原則としているかのようであり、その意味でも、ここが不用意に駅家里条に繋げて追い込みにされているのは、脱文があつて、郡の冒頭がわからなくなっていたことに原因があるよう思う。

〔3〕『播磨国風土記』の成立年代を考える手がかりとしてはやくから注目されてきたのが、風土記にみえる「里」の表記である。これに最初に注目したのが伴信友で、彼は、『出雲国風土記』意字郡条に「右の件の郷の字は、靈龜元年の式に依つて、里を改めて郷と為す」とある記述をもとに、「里」の字を用いた『常陸国風土記』が靈龜元年（七一五）以前の撰録であると考えた（『風土記考』『比古婆衣』卷十三所収。なお、『比古婆衣』は、『伴信友全集』卷一（国書刊行会、明治四十年、のち昭和五十二年八月べりかん社から再刊）所収）。

信友の説は、風土記の用字に注目したものととして説得力をもち、『常陸国風土記』とともに「里」の字を用いている『播磨国風土記』も靈龜元年以前の成立とすることができる。ただ、近年では、靈龜三年の年紀をもつ平城京跡出土木簡に、依然として郡里制による地名表記が存する例があることをもとに、郷里制の施行を靈龜三年（七一七）にもとめる新説も提出されており、靈龜元年以前の成立とするのは、困難な状況にある。

〔4〕ただし、伝承として年代が合うことと、この伝承が事実を伝えたものであることは、別問題である。物部氏の本貫地ともいわれる天理市石上周辺

では、東乗鞍・別所鍾子塚・ハミ塚など歴代の盟主墳の石棺は、いずれも二上山の凝灰岩（東乗鞍・別所鍾子塚では阿蘇石も併葬）製で、龍山石は使
用されていない（中司照世氏の「ご教示による」）。

(5) 「小治田河原天皇之世」については、推古天皇朝か斉明天皇朝は不明。

(6) このなかで、「宇治天皇之世」は異例の表記であり、言及しておく必要がある。宇治天皇とは、応神天皇の皇太子の菟道稚郎子こと。『日本書紀』に
よれば、母は和珥臣の祖日触使主の女宮主宅媛（『古事記』では矢河枝比売）。応神天皇紀によれば、百濟王の派遣した阿直岐を師とし、ついで壬仁に
「諸典籍」を学び、「莫不通達」という。天皇は長子大山守命・中子大鷦鷯尊よりも弟の菟道稚郎子を愛し、太子としたか、応神天皇の崩後、菟道稚
郎子は大鷦鷯尊に位を譲ろうとし、互いに譲り合い、最後は菟道稚郎子が自殺したので大鷦鷯尊が即位したという。記紀は菟道稚郎子の即位の事実を
記さないで、本条は『播磨国風土記』の「××天皇之世」という表現のなかでは異例である。しかも、「聖徳王御世」と決定的にちがう点は、記紀
には即位の事実がみえない菟道稚郎子のことを「天皇」と表記している点であろう。詳しくはべつの機会に譲るが、風土記には記紀の皇統譜にみえな
い王族を「天皇」と称する例が『常陸国風土記』などにもある。こうした表記については、①記紀は記さないが、即位の事実があった、②即位の事実
はないが、天皇に準ずる扱いを受け、それが天皇であるかのような伝承として定着した、③のちに天皇号を追贈された、などの可能性が考えられる。
小論が取り上げた「聖徳王御世」は②の例であろう。菟道稚郎子についていえば、即位には至らなかったが、応神天皇の太子であった事実や、仁徳天
皇との皇位の互譲をめぐる伝承などから、天皇に準ずる存在して認識されるようなことがあったのではあるまいか。とくに、風土記のこの部分は「上
宮岡・下宮岡・魚戸津・杓田。宇治天皇之世、宇治連等遠祖、兄太加奈志・弟太加奈志二人、請大田村与富等地、墾田將蒔采時、廝人、以杓荷
食具等物」。於是、杓折荷落。所以、奈閉落處、即号「魚戸津」、前宮落處、即名「上宮岡」。後宮落處、即曰「下宮岡」、荷杓落處、即曰「杓田。」とあり、
菟道稚郎子とかかわりが深かったとみられる宇治連氏の伝えた伝承だが、同族の宇治部連や宇連部連は菟道稚郎子の名代部の宇治部の管掌氏族だった
ので、菟道稚郎子を天皇と表現するのも、おそらくはそうした菟道稚郎子との由縁が反映したものと考えられる。菟道稚郎子を天皇と表現するのも、
おそらくはそのあたりの事情と関係があると考えられよう。

(7) 綿密な大山氏の論証を逐一批判することはなかなかむづかしいのだが、叮嚀にみていくと、大山氏の史料批判には粗雑な点が目につく。たとえば、天寿国繡帳銘について、大山氏は、おもに聖徳太子と孔部間人王の亡くなった年日附が日本では持統天皇四年（六九〇）に採用された儀鳳暦にもとづいていることを根拠に、後世のものだと考えておられる。しかし、天寿国繡帳銘にされる年紀がいかなる暦によつてかは、まだよくわかっておらず、儀鳳暦に決めてしまうのも疑問が残る。唐において六一八年から採用された戊寅暦である可能性も捨て切れないのである（森田悌『推古朝と聖徳太子』（岩田書院、平成十七年九月）。飯田瑞穂氏の研究によれば（『天寿国繡帳銘をめぐる』『古美術』一一、昭和四十年十一月、のち『飯田瑞穂著作集』第一巻（吉川弘文館、平成十一年十二月）所収、ほか）、天寿国繡帳銘には、後代にほとんど用例の確認できない、古い字音假名が使用されており、単純に後世の作とは決められないという。

太子の自筆稿本と伝えられる『法華義疏』にしても、大山氏はこれを否定しているが、東野治之氏のように、太子自筆でまぢがいなしとする研究者もおられるので、容易に帰趨をみない。

筆者も、大山氏の著書を読んでいると、いささか勇ましますきるのではないかと思う点が多々ある。いちいち指摘するだけの余裕はないが、一つだけ、『釈日本紀』巻第十四（新訂増補国史大系本、一八八頁）や『萬葉集註釈』巻三（萬葉集叢書本、一一一頁）が引く『伊豫湯岡碑文』逸文の「温泉・伊社邇波の岡」の一条を取り上げておく。聖徳太子が、惠慈や葛城臣とともに道後温泉に出かけ、碑を立てたことを伝える、この風土記逸文は、十三世紀に書かれた仙覚の『萬葉集註釈』や『釈日本紀』に引用されるもので、そこに引かれた碑文（いわゆる「伊豫湯岡碑文」）とともによく知られている。大山氏は、この碑文が『萬葉集註釈』や『釈日本紀』以前にまったく知られていないところから、二書の成立以前にはもともとなかったと考えざるべきで、それをふくむ『伊豫国風土記』逸文も、有職故実や古典研究が盛んになった鎌倉時代に誰かが捏造した文章と考えるのが無難であろうとしておられる（『聖徳太子と日本人』（風媒社、平成十三年五月）一九二頁）。

しかしながら、これは、風土記研究の成果をまったく無視した無責任な発言である。『萬葉集註釈』や『釈日本紀』が、当時はまだ残っていた古風土記からかなり正確に記事を引いていることは、現存する『出雲国風土記』や『播磨国風土記』との比較からも一目瞭然である。ゆえに、『伊豫国風土

『記』逸文にしても、古風土記からの引用である確率はかなり高いと思われるのに、それを後世の捏造と切って捨てるのは、あまりに武断に過ぎるよう
に思う。

〔附記〕

なお、『角川日本地名大辞典』の引用は、角川日本地名大辞典編纂委員会編『新版角川日本地名大辞典』（DVD-ROM版）
（角川学芸出版、平成二十三年十月）により、『日本歴史地名大系』のそれはジャパンナレッジ Personal 版によったことをお断
りしておく。

また、図版の転載にあたっては、岩波書店・株式会社 KADOKAWA のご高配をたまわった。末尾ながら、感謝申し上
げる次第である。

Several Problems about the Topography of Harima

Yoshiyuki IBARAKI

Abstract

In 713 the central government ordered the governors of each province to make a topography. These reports are called “fudoki” later. Now they were almost lost, but the reports from the provinces of Bungo (now part of Ōita Prefecture), Harima (now part of Hyogo Prefecture), Hitachi (now part of Ibaraki Prefecture), Hizen (now Saga and Nagasaki prefectures), and Izumo (now Shimane Prefecture) have survived.

The report from Harima has been handed down in writing. But in the process of writing, some parts of description were lost. So it is difficult to investigate its contents. In this paper, I try to solve some problems about the contents of this topography, for example a doubt about the existence of Inami-district.

Keywords : the Topography of Harima, Inami-District, Shōtoku, Prince, reports from the governors of each province, “*fudoki*” noted by Nakamura Hirotochi